大阪府情報公開審査会答申(大公審答申第196号)

〔介護保険適当事業所申請書類部分公開決定第三者異議申立事案その1〕 (答申日 平成22年12月7日)

第一 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第二 異議申立ての経過

- 1 平成21年6月11日、大阪府知事(以下「実施機関」という。)に対し、大阪府情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、「介護保険適当事業所の申請書類一式 X(原文実名)・居宅介護支援事業所の平成12年11月13日より現在に至る指定申請書類及び変更届出書類及び更新申請書類」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)が行われた。
- 2 同年6月22日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書に異議申立人であるX(以下「異議申立人」という。)に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、異議申立人に対して、第三者意見書提出機会通知書を送付した。
- 3 同年6月25日、異議申立人は、実施機関に対し、次のとおり、本件行政文書の公開に反対する旨の意見書を提出した。
- (1)公開に反対する部分 公開請求の対象となった行政文書の全ての書類
- (2) 公開に反対する理由 現在折衝中の案件において、当該相手が嫌がらせ資料として要求していると推定されるため等。
- 4 同年7月9日、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、本件請求に対応する行政文書として別表1に掲げる行政文書(以下「本件行政文書」という。)を特定の上、同表に掲げる公開しないことと決定した部分(以下「本件非公開部分」という。)を除いて公開するとの部分公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、その旨を請求者に通知するとともに、条例第17条第3項の規定により、公開決定をした理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

(公開決定をした理由)

行政文書公開請求に対する公開・非公開の判断は、条例の規定に則して行なうものであり、本件 行政文書(公開部分)には、法人代表取締役、取締役、監査役の氏名が含まれているが、これらは 既に法人の履歴事項全部証明書にて公開されている情報であって、特定の個人が識別され得るもの のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められないものであり、また 管理者及び介護専門員の氏名が含まれているが、これはその業務を行うに際しては、誰に対しても 明らかにされるべきものであって、公にすることが予定されている情報に類すると認められ、条例 第9条第1号に該当しない。

その他、同条例第8条第1項各号又は第9条各号(非公開情報)に該当しないため。

5 平成21年7月21日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第6条の規定によ

り異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

なお、本件決定については、同日、異議申立人が、行政不服審査法第34条第2項の規定に基づき、 執行停止の申立てを行い、同年7月30日、実施機関が執行の停止を決定して、その旨を異議申立人 及び請求者に通知している。

第三 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、全部非公開を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

異議申立人は、現在、個人A(原文実名)、団体B(原文実名)と示談交渉中であるため、全ての情報公開に反対する。しかし、請求者が団体B(原文実名)以外の時には公開に反対しない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 介護保険制度の概要について

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険法(以下、「法」という。また、介護保険法の規定の表示は、条項数のみを示す。)によって設けられた制度であって、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としており(第1条)、介護保険制度の仕組み、手続き等については、法及び厚生労働省令等において定められており、その概要は以下のとおりである。

(1) 保険者及び被保険者

保険者は、市町村及び特別区(以下「市町村」という。)であり(第3条第1項)、被保険者は、 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(第一号被保険者)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第二号被保険者)である(第9条)。

(2)費用負担

介護保険制度における費用負担については、国、都道府県及び市町村が、それぞれ介護給付費等に要する費用の一部について財政的負担を行い(第121条等)、被保険者においても一定の保険料等の負担をしなければならない(第129条及び第150条)。

(3) 保険給付の対象者

保険給付は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態(要支援)に関し行われるものである(第2条第1項)。また、要介護者又は要支援者に該当すること及びその該当する要介護状態区分(要介護 $1\sim5$ の区分)又は要支援状態区分(要支援 $1\sim2$ の区分)については、保険者から認定を受けなければならない(第19条)。

なお、「要介護者」及び「要支援者」の定義は次のとおりである。

ア 要介護者(第7条第3項)

- a 「要介護状態」にある65歳以上の者、または、
- b 「要介護状態」にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体 上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める もの(特定疾病)によって生じたものであるものをいう。

なお、ここでいう「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、 食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間に わたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて 厚生労働省令で定める要介護状態区分のいずれかに該当するものをいう(第7条第1項)。

イ 要支援者(第7条第4項)

- a 「要支援状態」にある65歳以上の者、または
- b 「要支援状態」にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体 上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるものをいう。

なお、ここでいう「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると認められる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分「要支援状態区分」のいずれかに該当するものをいう(第7条第2項)。

(4) 保険給付の種類及び内容

介護保険における保険給付とは、要介護者に対する「介護給付」及び要支援者に対する「予防給付」等をいう(第18条)。この介護給付の主なものは、居宅介護サービス費及び居宅介護サービス計画費である(第40条)。また、予防給付の主なものは、介護予防サービス費及び介護予防サービス計画費である(第52条)。

なお、これらにおいて支給されるサービスの内容は次のとおりであり、これらの保険給付は、都道府県が指定した事業者からそのサービスの提供を受けた場合に行われることになる(第41条第 1 項、第46条第 1 項、第53条第 1 項及び第58条第 1 項)。

ア 介護給付

a 居宅介護サービス費

支給の対象となるサービスの内容は、訪問介護をはじめ、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の計12種類のサービス(以下「指定居宅サービス」という。)である(第8条第1項)。

b 居宅介護サービス計画費 支給の対象となるサービスの内容は、居宅介護支援である(第8条第21項)。

イ 予防給付

a 介護予防サービス費

支給の対象となるサービス内容は、介護予防訪問介護をはじめ、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の計12種類のサービスである(第8条の2第1項)。

b 介護予防サービス計画費 支給の対象となるサービスの内容は、介護予防支援である(第8条の2第18項)。 ウ なお、後述のとおり本件行政文書は、上記の居宅介護支援によるものであるため、その定義に ついては以下のとおりである。

a 居宅介護支援

居宅要介護者が指定居宅サービスの適切な利用等することができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービスの種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜を行い、及び当該居宅要介護者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うもの(第8条第21項)。

(5) サービス提供の主体

前述のとおり、上記保険給付のうち、居宅介護サービス計画費は居宅要介護者が都道府県知事が 指定する者(指定居宅介護支援事業者)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により 行われる居宅介護支援を受けたときに支給されるものである(第46条第1項)。

そして、指定居宅介護支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援 事業を行おうとする者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所ごとに行うこととされている (第79条第1項)。

2 指定居宅介護支援事業者の指定

本件行政文書は、居宅介護支援事業を行おうとする者が、指定居宅介護支援事業者の指定を受けるために実施機関に申請した際の指定申請書及び添付書類、変更事項のあった際に届け出る変更届出書及び添付書類、6年ごとに指定の更新を受ける際の更新申請書及び添付書類であり、それぞれの申請等手続きは、法及び介護保険法施行規則(以下「規則」という。)において定められている。

そして、指定居宅介護支援事業者の指定申請、変更の届出等、指定更新の手続き及び指定の要件については、それぞれ以下のとおりである。

(1) 指定居宅介護支援事業者の指定申請

第79条第1項(指定居宅介護支援事業者の指定)の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない(規則第132条)。

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- エ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- オ 事業所の平面図
- カ事業所の管理者氏名、生年月日、住所及び経歴
- キ 当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- ク 運営規程
- ケ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- コ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- サ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- シ 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
- ス 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項
- セ 第79条第2項各号(第79条の2第4項において準用する場合を含む。)に該当しないことを 誓約する書面(以下「誓約書」という。)。

- ソ 役員の氏名、生年月日及び住所
- タ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- チ その他指定に関し必要と認める事項

そして、都道府県知事は、この申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 指定をしてはならないとされている。

- ア 申請者が法人でないとき
- イ 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第81条第1項の厚生労働省で定める員数 を満たしていないとき
- ウ 申請者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適 正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき
- エ その他、申請者及び役員が欠損事項に該当する場合

すなわち、指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、法人格を具備し、かつ、法及び 厚生労働省が定める従業者数等の基準を満たさなければならない。

(2) 指定居宅介護支援事業者の変更の届出等

第82条の規定(変更の届出等)により指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出又は書類を、10日以内に都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする(規則第133条第1項)。

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- エ 事業所の平面図
- オ 事業所の管理者氏名、生年月日、住所及び経歴
- カ 運営規程
- キ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項
- ク 役員の氏名、生年月日及び住所
- ケ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- (3) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新

第79条の2の規定(指定の更新)により指定居宅介護支援事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、規則第132条第1項各号(第3号及び第14号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない(規則第132条第2項)。

ア 現に受けている指定の有効期間満了日

イ誓約書

(4) 申請情報の公開状況

実施機関においては、事業所が提出する指定申請書等の情報の主要な部分(事業所の名称、主たる事務所の所在地、事業所名称、従業者数、利用料金、営業日、営業時間等)について、社会福祉医療事業団が構築する福祉・保健・医療並びに介護の関連情報を提供するためのネットワーク・システム(WAMネット)に登載し、利用者による事業者選択や指定居宅介護支援事業者等の業務を円滑に行わせるため、誰もがインターネットを通じて事業者に関する情報を入手できるよう計らっている。

このため、実施機関は、指定申請等において、その主要な情報がWAMネットに登載されることを 事業者に周知しており、これら主要な情報については個人の氏名であっても公開されることが前提の うえ、提出されているものといえる。

また、介護サービスの利用者等が介護サービス事業者の情報を入手し易い環境を整備し、その情報を比較することにより、主体的に介護サービス事業者を選択できるよう、インターネット等を通じて介護サービス情報を公表することが介護保険法に基づき各事業者に義務づけられている(「介護サービスの情報公表」制度)。

3 本件係争部分について

本件行政文書は、前述のとおり、(1)指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類、(2) 指定居宅介護支援事業者の変更届出書及び添付書類、3)指定居宅介護支援事業者の更新申請書及び 添付書類であり、それぞれ次のとおり大別される。

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類
 - ア 指定居宅介護支援事業者申請書
 - イ 指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項
 - ウ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
 - 工 介護支援専門員実務研修修了証明書
 - 才 定款
 - カ 現在事項全部証明書
 - キ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - ク組織体制図
 - ケ 管理者経歴書
 - コ 平面図
 - サ 写真
 - シ 運営規程
 - ス 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - セ 決算報告書
 - ソ 事業所の備品リスト
 - タ事業計画書
 - チ 事業収支見通し
 - ツ 訪問介護事業及び福祉用具貸与事業の収支見込みと実績の対比
 - テ 賠償責任保険証券等の写し
 - ト 関係市町村並びに他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携内容
- (2) 指定居宅介護支援事業者の変更届出書及び添付書類
 - ア変更届出書
 - イ 指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項
 - ウ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
 - エ 介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員証
 - 才 遅延理由書
 - 力 管理者経歴書
 - キ誓約書
 - ク 組織体制図
 - ケ 変更届担当者あてメモ
 - コ ホームヘルパー養成研修修了証書
 - サ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - シ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(抜粋)

- (3) 指定居宅介護支援事業者の指定更新及び添付書類
 - ア 指定居宅介護支援事業者更新申請書
 - イ 質問兼告知書
 - ウ 誓約書
 - 工 役員名簿
 - オ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

本件処分は、(1)、(2)及び(3)の文書について、別表1記載の「公開しないことと決定した部分」以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

しかし、異議申立人は、全てについて公開しないことを求めている。

- 4 本件係争部分が条例第8条第1項各号及び第9条第1号に該当しないことについて
- (1) 条例における公開原則について

条例においては、その前文及び第1条にあるように、「府に保有する情報は公開原則」、「個人のプライバシー情報の最大限の保護」、「府が自ら進んで情報の公開を推進」を制度運営の基本的姿勢としている。

よって、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の 規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第8条及び第9条に定める適用除外事 項に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものである。

本件異議申立てにおいては、異議申立人が本件係争部分を公開しないことを求めているため、本件 係争部分が、条例第8条及び第9条該当しないことを、以下において説明する。

- (2)条例第8条第1項第1号及び第9条第1号に該当しないことについて
- ア 条例第8条第1項第1号について

事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重・保護されなければならないという見地から、社会通念に基づき判断して、競争上の地位を害すると認められる情報、その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが条例第8条第1項第1号の趣旨である。

同号では、

- ①法人等に関する情報であって
- ②公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、 公開しないことができると規定している。

また、一般に、「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいうと解されており、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業を営む者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらわれないものをいうと解されている。

そして、「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、当該文書に記録された情報が明らかとなることにより、当該法人等に具体的な不利益が及んだり、社会的評価の低下につながるなどの事実が存在し、それが社会通念に照らして「競争上の地位その他正当な利益」を害すると認められる程度のものである必要があると解すべきである。

イ 条例第9条第1号について

個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない。特にプライバシーは、一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を及ぼすことに鑑み、 条例はその前文において、「個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護」することを明記し、 条例第5条において「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものをみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」ことを定めている。そして、条例第9条においては、

- ①個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、 所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、
- ②特定の個人が識別され得るもののうち、
- ③一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

については、「公開してはならない情報」として定められている。

以上の各条文の趣旨を踏まえ、本件係争部分について、法人等に関する情報については②の要件に該当するか否か、個人の思想等に関する情報であって特定の個人が識別され得るものについては③の要件に該当するか否かを検討した結果、以下のとおりであり、いずれも②又は③の要件に該当しないと判断した。

- (ア) 指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類
- a 指定居宅介護支援事業者申請書

実施機関あての申請書であって、申請者の名称、主たる事務所の所在地・連絡先、代表者の職・ 氏名・住所、事業所等の名称・所在地・連絡先及び事業開始予定年月日等の情報が記載され、法人 の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影及び代表者の住所等以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれも前述のWAMネットに登載されている情報であるか、「介護サービス情報の公表制度」により公表されている情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

b 指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項

aの申請書の付表であって、事業所の名称・所在地・連絡先、当該事業の実施について定めている定款の条文、管理者の氏名・住所・当該事業所にて兼務する他の職種、事業開始時の利用者の予定数・従業者数並びに主な掲示事項等の情報が記載されており、当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧及び介護支援専門員の実務研修の修了証明書(以下「修了書」という。)が添付されている。

介護支援専門員一覧には、介護支援専門員の氏名・介護支援専門員番号及び修了証明書交付元が記載されている。

また、修了書には、介護支援専門員の登録番号・氏名・生年月日及び証明者の名称及び印影が記載され、事業者である法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、管理者の住所・介護支援専門員番号(登録番号)・生年月日、証明者の印影及び法 人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報のうち、事業所の名称、所在地等の情報等は、WAMネットに登載されている情報であり、管理者の氏名は、「介護サービス情報の公表」制度により公表されている情報であり、介護支援専門員の氏名は、その業務を行う際に誰に対しても明らかにされるべきものであって、公表制度の対象となる情報に類するものである。

また、定款の条文は、事業を実施する法人が当然定款の目的に定めるべきものである。

このようにいずれの情報も、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害すると は認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。 以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

c 定款及び法人登記現在事項全部証明書

法人として、居宅介護支援事業を行うことを決定したことを証する書面であって、定款及び法人 登記現在事項全部証明書には法人の名称、所在地、目的等及び役員氏名等が記載され、定款には法 人の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。 定款とは、会社の商号、目的、本店の所在地、資本金など会社の基本的な事柄を記載した書類のことであり、会社法の規定により、会社に作成が義務づけられている。

定款に記載すべき内容は、商号、目的、本店の所在地等、法人登記現在事項全部証明書に記載されているもののほか、株式・株主総会・取締役・監査役・代表取締役及び取締役会・計算に関する事項については、その内容が定型化されている。また、法人登記現在事項全部証明書については、誰もが所轄法務局に行き、手数料を支払い請求すれば入手できるものである。

このように公開することと決定した情報のうち、法人に係るものは、登記により公開されているものであるか、定型的な内容のものであり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。また、役員の氏名等、個人に係るものについても、登記により公開されているものであり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

d 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

事業所の平成12年12月分の勤務の体制及び勤務形態を一覧表にとりまとめたものであって、管理者、介護支援専門員の職種ごとに氏名が記載され、各人ごとに勤務形態(A:常勤専従、B:常勤兼務、C:非常勤専従、D:非常勤兼務)、毎日の勤務時間数、4週の勤務時間合計数及び週平均の勤務時間等が記載されている。

本件処分は、管理者の氏名・勤務形態及び介護支援専門員の氏名については、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報のうち、事業所の管理者及び介護支援専門員氏名については、bで述べたとおり「介護サービス情報の公表」制度の対象となる情報かそれに類するものであり、また、管理者の勤務形態については、「指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準」(以下「支援事業者指定基準」という。)において、常勤職員であることが条件として規定されているので、管理者であること自体が、常勤職員であることを示している。

このように、いずれの情報も公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害することは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。 以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

e 組織体制図

指定申請に係る事業所の組織体制を図式化したものであり、法人代表取締役氏名や居宅介護支援 事業所の管理者及び介護支援専門員氏名や同一所在地にて実施される他の指定居宅サービス(訪問 介護・福祉用具貸与)の管理者及びサービス提供責任者氏名等が記載されている。

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報のうち、法人代表取締役氏名、居宅介護支援事業所の管理者の氏名、同一所在地にて実施されている他の指定居宅サービスの管理者の氏名は、「介護サービス情報の公表」制度により公表されている情報であり、介護支援専門員及びサービス提供責任者の氏名は、その業務を行う際には誰に対しても明らかにされるべきものであって、公表制度の対象となる情報に類するものである。

このように、いずれの情報も公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害することは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

f 管理者経歴書

事業所の管理者とは、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行い、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に、支援事業者指定基準第三章(運営に関する基準)に定める規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う者(支援事業者指定基準第17条)であって、管理者経歴書には、事業所又は施設の名称、管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、主な職歴等及び職務に関連する資格等が記載されている。主な職歴等には、過去及び現在の勤務先並びに職務内容がその年月日とともに記載され、職務に関連する資格欄については、資格の種類及び資格取得年月日が記載されている。

本件処分は、事業所又は施設の名称、管理者の氏名及び事業開始予定分の主な職歴等は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報については、いずれもWAMネット又は「介護サービス情報の公表」の制度により公表されている情報であり、ア②、イ③の要件に該当しない。

g 平面図及び写真

事業所内の平面図であり、その内部の写真も併せて添付されている。

本件処分は、パブリックスペース分については、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、いずれも一般への公開が予定されているパブリックスペース分についての情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

h 運営規程

事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めたものであって、次の事項が 定められている(支援事業者指定基準第18条)。

- ・事業の目的及び運営の方針
- 職員の職種、員数及び職務内容
- 営業日及び営業時間
- ・指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域
- ・その他運営に関する重要事項

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した文書は、事業運営開始後は、サービス利用者に提示することを予定して 作成された文書であり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認め られない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

i 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名、苦情等に対応する常設の窓口の連絡先及び担当者、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順並びに苦情があったサービス事業者に対する対応方針等の情報が記載されている。

本件処分は、担当者氏名以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、通常利用者から苦情等があった場合に事業者に求められる措置の概要であり、その内容も利用者に印刷物にて配付し、周知されるものなので、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

i 決算報告書

事業者である法人の貸借対照表、損益計算書等であり、法人の代表者印が押印されている。 本件処分は、法人の代表者の印影及び個々の金額数値以外は、非公開事由にあたらないとし、公 開すると決定した。

公開することと決定した情報は、法人の会計年度末の一時点の資産・負債の状況並びに会計年度内の収入・支出の状況の項目のみである。

このような情報は金額と対比することによりはじめて評価の対象として意味を持つものであり、個々の金額を非公開としている以上、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

k 事業所の備品リスト

事業所内のサービス種類、備品種類及び個数等が記載されている。

本件処分は、備品種類及び個数以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。公開することと決定した情報は、備品種類及び個数以外の情報であり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

1 事業計画書

事業者が指定居宅介護支援事業について作成した事業計画書であり、サービスの種類、事業所名、 事業の内容、事業実施の予定時期、従業者等の予定人員並びに利用者の推定数及び通常の事業の実 施地域内外の利用者比率の各項目について、記載したものである。

本件処分は、通常の事業の実施地域内外の利用者比率以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報のうち、サービスの種類、事業所名称等は、WAMネット又は「介護サービス情報の公表」制度により公表されている情報であり、利用者の推定数は事業運営を開始するにあたっての会社としての一応の予想であり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

m 事業収支見通し

事業者が、平成12年12月1日から平成13年11月30日までの期間についての予算を収入・支出別にそれぞれの項目、予算額及び内訳を記載したものである。

本件処分は、収入欄の利用料の金額及び内訳は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、介護報酬単価に利用者の推定数を乗じれば誰もが算定できる収入見込みを記載したに部分のみ公開とし、人件費や他の事業に関する収益等実績部分については非公開としているので、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

n 訪問介護事業及び福祉用具貸与事業の収支見込みと実績の対比

事業者が、同一所在地にて、先に実施している指定居宅サービスの平成12年4月1日から平成13年3月31日までの期間についての実績による対比及び実績予想による対比を、収入・支出別にそれぞれの項目、予算額及び内訳を記載したものである。

本件処分は、金額以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、金額と対比することによりはじめて評価の対象として意味をも

つものであり、金額を非公開としている以上、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な 利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

o 関係市町村並びに他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携内容

事業者が、当該事業所における関係市町村との連携内容及び他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携内容についてそれぞれ記載したものである。

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、指定居宅介護支援事業者なら当然持つべき関係機関との連携内容を記載したに過ぎず、かつ、その内容については、支援事業者指定基準に定められている。

よって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。 以上のことから、ア②の要件に該当しない。

(イ) 指定居宅介護支援事業者の変更届出書及び添付書類

a 変更届出書

実施機関あての届出書であって、届出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の職・氏名、指定内容を変更した事業所又は施設の介護保険事業者番号・名称・所在地・サービスの種類、変更のあった事項・内容・変更年月日・変更理由が記載され、法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影、介護支援専門員登録番号、管理者及び介護支援専門員の住所、変更理由以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれも、WAMネットに登載されている情報であるか、「介護サービス情報の公表」制度により公表されている情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

b 指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項

aの届出書の付表であって、事業所の名称・所在地・連絡先、当該事業の実施について定めている定款の条文、管理者の氏名・住所・電話番号・FAX番号・生年月日・当該事業所にて兼務する他の職種、事業開始時の利用者の予定数・従業者数並びに主な掲示事項等の情報が記載されており、当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧及び新たに当該事業所に配属となった介護支援専門員の登録証明書か専門員証(以下「資格証」という。)が添付されている。

介護支援専門員一覧には、介護支援専門員の氏名、介護支援専門員登録番号、異動日、異動理由及び主任介護支援専門員の資格の有無が記載されている。

また、資格証には、介護支援専門員の登録番号、氏名、生年月日、住所及び本人の写真並びに証明者(実施機関)の名称及び印影が記載され、事業者である法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、管理者の住所、電話番号、FAX番号、介護支援専門員番号(登録番号)、生年月日、異動理由、主任介護支援専門員の資格の有無、介護支援専門員本人の写真及び法人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれも、WAMネット又は「介護サービス情報の公表」制度により公開されているか、公表制度の対象となる情報に類するものであり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

c 遅延理由書

本来変更届出書については、変更後10日以内に都道府県知事に届け出なければならないものなので、その届出が大幅に遅れた場合のみ、実施機関において提出を求めているものである。

遅延理由書には、事業所名、変更内容・変更理由、遅延理由、法人の名称・主たる事務所の所在 地、代表者の職・氏名が記載され、法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、変更理由、法人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報については、今回の遅延理由や今後このようなことの無いようする旨の誓約が記載されているが、その内容からすると公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

d 管理者経歴書

管理者の変更があった場合に提出される。管理者経歴書には、事業所又は施設の名称、管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、主な職歴等及び職務に関連する資格等が記載されている。主な職歴等には、過去及び現在の勤務先並びに職務内容がその年月日とともに記載され、職務に関連する資格欄については、資格の種類及び資格取得年月日が記載されている。

本件処分は、事業所又は施設の名称、管理者の氏名、当該事業所分の主な職歴等、職務に関連する資格欄のうち当該事業所に係るものは、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、(ア)のfで述べたとおり、いずれもWAMネット又は「介護サービス情報の公表」制度により公表されている情報であり、ア②、イ③の要件に該当しない。

e 誓約書

管理者や法人役員等の変更があった場合に提出される。誓約書には法79条第4項から第11項 (現在は、第79条第2項) に該当しない旨の誓約及び法人の名称・主たる事務所の所在地、代表 者の職・氏名が記載され、法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。 公開することと決定した文書は、指定を申請しようとするどの居宅介護支援事業者にも提出が求められるもので、必ず守らなければならない事項を誓約した旨を示したものであり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

f 組織体制図

管理者の変更があった場合に提出される。当該事業所の組織体制を図式化したものであり、居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員(ケアマネージャー)の氏名や同一所在地にて実施される他の指定居宅サービス(訪問介護・福祉用具貸与)が記載されている。

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれも、(ア)のeで述べたとおり、「介護サービス情報の公表」制度により公表されているか、公表制度の対象となる情報に類するものであり、ア②、イ③の要件に該当しない。

g 変更届担当者あてメモ

平成19年9月3日付け変更届書については、同時に3つの変更分(平成19年8月1日分・介護支援専門員の変更、平成19年8月10日分・介護支援専門員の変更、平成19年8月21日分・管理者兼介護支援専門員の変更)の届出(郵送)であったので、その説明の実施機関担当者あてへのメモであり、変更年月日、変更内容・変更理由、事業所名、事業所の担当者氏名が記載され、担当者個人印が押印されている。

本件処分は、変更理由、担当者氏名・担当者個人の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、 公開すると決定した。

公開することと決定した情報については、平成19年9月3日付け変更届書についての振り分け

が記載されているだけなので、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害すると は認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

h ホームヘルパー養成研修修了証書

平成19年9月3日付け変更届書(平成19年8月21日分・管理者兼介護支援専門員の変更)の管理者の職務に関連する資格証として提出した証書には、修了番号・氏名・生年月日及び研修実施法人の名称及び印影が記載され、事業者である法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、修了番号・生年月日、研修実施法人の印影及び法人の代表者の印影以外は、非公開 事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、指定居宅介護支援事業所の管理者という重要な職に関連する情報であり、利用者に明らかにされるべきものであって「介護サービス情報の公表」制度により公表される情報に類すべきものである。よって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないし、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

i 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

平成21年3月25日付け変更届出書については、介護報酬算定基準の改定に伴う届出であり、 改定後追加された加算等の項目についてのみ提出されたものである。

体制等状況一覧表には、異動等の区分、介護保険事業所番号、事業所名称、加算等の項目、異動 年月日が記載されている。

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれもWAMネットに登載されている情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

i 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(抜粋)

介護報酬算定基準の改定に伴い、実施機関より説明用資料として、各指定事業所あてに送付した もので、平成21年3月25日付け変更届出書の添付書類として、当該事業所より提出された。

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、実施機関より各指定事業所あてに送付されたものであり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないことから、ア②の要件に該当しない。

- (ウ) 指定居宅介護支援事業者の指定更新及び添付書類
 - a 指定居宅介護支援事業者更新申請書

実施機関あての申請書であって、申請者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び法人種別並びに代表者の変更の有無、代表者の職・氏名・生年月日・住所・電話番号・FAX番号、事業所等の名称・所在地・連絡先の変更の有無・介護保険事業者番号・指定の有効期間満了日、申請担当者氏名・電話番号・FAX番号等の情報が記載され、法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影、代表者の住所・生年月日・電話番号・FAX番号、申請担当者 氏名・電話番号・FAX番号以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれもWAMネットに登載されている情報であるか、「介護サービス情報の公表」制度により公表されている情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

b 質問兼告知書

更新申請を行う事業の種類、居宅介護支援事業所については、管理者・従業者・主な掲示事項の うち営業日、その他年間の休日、営業時間、取り扱う種目、通常の実施地域・介護支援専門員の変 更の有無等をチェックするチェックシートであって、申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表 者の職・氏名が記載され、法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。 公開することと決定した情報は、WAMネット又は「介護サービス情報の公表」制度により公表 されている情報についての変更の有無を問うものであり、公にすることにより、競争上の地位、そ の他正当な利益を害するとは認められない。また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当 であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

c 誓約書

第79条第2項第4号から第8号に該当しない旨の誓約及び法人の名称・主たる事務所の所在地、 代表者の職・氏名が記載され、法人の代表者印が押印されている。

本件処分は、法人の代表者の印影以外は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。 公開することと決定した文章は、指定を更新しようとするどの居宅介護支援事業者にも提出が求められるもので、必ず守らなければならない事項を誓約した旨を示したものであり、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

d 役員名簿

申請法人の役員の名簿であって、役員の氏名・生年月日・役職名・住所・電話番号・FAX番号が記載されている。

本件処分は、役員の氏名・役職名は、非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報は、法人及び個人に係るものであるが、既に法人の履歴事項全部証明書にて公開されている情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められないし、また、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められない。

以上のことから、ア②、イ③の要件に該当しない。

e 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

事業所名、サービス種別、体制内容、更新日が記載されている。

本件処分は、全て非公開事由にあたらないとし、公開すると決定した。

公開することと決定した情報はいずれもWAMネットに登載されている情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、ア②の要件に該当しない。

(2)条例第8条第1項第2号から第5号まで及び第9条第1項第2号に該当しないことについて 本件係争部分に記載されている情報が、条例第8条第1項第2号から第5号まで及び条例第9条第 1項第2号に該当しないことは明らかである。

5 結論

以上のとおり、実施機関による本件部分公開決定処分は条例に基づき適正に行われたものであり、 適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人 等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を 妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならないのである。

2 介護保険制度の概要について

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、法によって設けられた制度であって、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としており(第1条)、介護保険制度の仕組み、手続き等については、法及び厚生労働省令等において定められており、その概要は以下のとおりである。

まず、保険者は、市町村及び特別区(以下「市町村」という。)であり(第3条第1項)、被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(第一号被保険者)及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第二号被保険者)である(第9条)。

次に、介護保険制度における費用負担については、国、都道府県及び市町村が、それぞれ介護給付費等に要する費用の一部について財政的負担を行い(第121条等)、被保険者においても一定の保険料等の負担をしなければならない(第129条及び第150条)。

そして、保険給付は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態(要支援)に関し行われるものであり(第2条第1項)、要介護者又は要支援者に該当すること及びその該当する要介護状態区分(要介護 $1\sim5$ の区分)又は要支援状態区分(要支援 $1\sim2$ の区分)については、保険者の認定を受けなければならない(第19条)。「要介護者」「要支援者」の定義は、第7条第3項及び第4項に定められているとおりである。

介護保険における保険給付とは、要介護者に対する「介護給付」及び要支援者に対する「予防給付」等をいう(第18条)。この介護給付の主なものは、居宅介護サービス費及び居宅介護サービス計画費である(第40条)。また、予防給付の主なものは、介護予防サービス費及び介護予防サービス計画費である(第52条)。これらの保険給付は、都道府県が指定した事業者からそのサービスの提供を受けた場合に行われることになる(第41条第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第58条第1項)。

支給されるサービスの種類は、①介護給付として、a 居宅介護サービス費の支給対象には、訪問介護をはじめ、訪問入浴介護、訪問看護などの計12種類のサービスがあり(第8条第1項)、b 居宅介護サービス計画費の支給対象には、居宅介護支援がある(第8条第21項)。②予防給付として

は、a 介護予防サービス費の支給対象には、介護予防訪問介護をはじめ、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護などの計12種類のサービスがある(第8条の2第1項)。b 介護予防サービス計画費の支給対象には、介護予防支援がある(第8条の2第18項)。③特に、居宅介護支援については、居宅要介護者が指定居宅サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービスの種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(居宅サービス計画)を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜を行い、及び当該居宅要介護者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うもの(第8条第21項)である。

サービス提供の主体は、上記保険給付のうち、居宅介護サービス計画費は居宅要介護者が都道府県知事が指定する者(指定居宅介護支援事業者)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援を受けたときに支給されるものである(第46条第1項)。そして、指定居宅介護支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行おうとする者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所ごとに行うこととされている(第79条第1項)。

3 本件行政文書について

本件行政文書には、次の(1)から(3)までの文書が含まれる。その記載項目及び本件決定において公開することと決定された部分(以下「本件公開決定部分」という。)は、別表2のとおりである。

(1) 指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類

第79条第1項(指定居宅介護支援事業者の指定)の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を受けるため、異議申立人から実施機関に提出された書面である。

添付書類として、指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項、当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧、介護支援専門員実務研修修了証明書、定款、現在事項全部証明書、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、組織体制図、管理者経歴書、平面図、写真、運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、決算報告書、事業所の備品リスト、事業計画書、事業収支見通し、訪問介護事業及び福祉用具貸与事業の収支見込みと実績の対比、賠償責任保険証券等の写し、並びに、関係市町村並びに他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携内容が添付されている。

(2) 指定居宅介護支援事業者の変更の届出書及び添付書類

第82条の規定(変更の届出等)により、指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所の名 称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったため、厚生労働省令で定めるところ により、異議申立人から実施機関に提出された書面である。

添付書類として、指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項、当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧、介護支援専門員登録証明書及び介護支援専門員証、遅延理由書、管理者経歴書、誓約書、組織体制図、変更届担当者あてメモ、ホームヘルパー養成研修修了証書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、並びに、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(抜粋)が添付されている。

(3) 指定居宅介護支援事業者の指定更新書及び添付書類

第79条の2の規定(指定の更新)により、指定居宅介護支援事業者の指定は、6年ごとにその 更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うため、指定居宅介護支援事業者の 指定の更新を受けようとする異議申立人から実施機関に提出された書面である。

添付書類として、質問兼告知書、誓約書、役員名簿、並びに、介護給付費算定に係る体制等状況

一覧表が添付されている。

4 本件決定に係る具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件公開決定部分が公開されると、異議申立人の正当な利益を害するとして、本件公開決定部分の全部について公開しないよう求めているものと解される。

そこで、本件異議申立ての審査に当たっては、本件公開決定部分を公開することにより、法人である異議申立人の正当な利益を害することがないか、条例第8条第1項第1号該当性について検討し、次いで、関係者個人のプライバシーに関する権利利益を害することがないか、条例第9条第1号該当性について、検討することとする。

(1)条例第8条第1項第1号について

事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

本号は、

ア 法人・・・その他の団体(以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると 認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は 人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関す る情報を除く。)

が記録された行政文書は、公開しないことができる旨定めている。

また、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理に反する結果となると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、公開されることにより、事業を営む者に対する名誉侵害や社会的評価の不当な低下となる情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうと解されるが、これらの具体的な判断に当たっては、当該情報の内容のみでなく、当該事業を営む者の性格や事業活動における当該情報の位置づけ等も考慮して、総合的に判断すべきものである。

(2) 本件公開決定部分の条例第8条第1項第1号該当性について

本件公開決定部分に記録されている情報は、法人として設立された株式会社である異議申立人の 情報であることから、(1) アの要件に該当することは明らかである。

次に、本件公開決定部分に記録されている情報が(1)イの要件に該当するか否かについて、個別に検討する。

ア 指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類

本文書の公開決定部分に記録されている情報は、①事業所の名称及び所在地、②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、③当該申請に係る事業の開始の予定年月日、④申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等、⑤事業所の平面図(ただしパブリックスペース部分)、⑥事業所の管理者氏名、⑦当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、⑧運営規程、⑨利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、⑩当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態、⑪当該申請に係る事業に係る資産の状況、⑫関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容、⑬当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項、⑭誓約書、⑮役員の氏名、⑯介護支援専門員の氏名などである。

その内容を審査会において見分したところ、法人代表者の印影、パブリックスペース以外の平面 図やその写真などはすでに非公開とされており、他方、公開することと決定した情報のなかに、生 産技術又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることによって競争上の 地位を害すると認められる情報や、公開することによって、異議申立人に対する名誉侵害や社会的 評価の不当な低下となる情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報等は含まれていないこ とが認められた。

なお、定款に記載されている情報については、商号、目的、本店所在地等の法人登記現在事項全部証明書に記載されている情報のほか、株式、株主総会、取締役、監査役、代表取締役及び取締役会等の規定については定型的なものであり、このような情報は、生産技術又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等にあたらないことは明らかであり、また、公にすることにより異議申立人に対する名誉侵害や社会的評価の不当な低下となる情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報であるとも認められない。

以上のことから、本文書の公開決定部分に記録されている情報は、いずれも(1)イの要件に 該当しない。

イ 指定居宅介護支援事業者の変更届出書及び添付書類

本文書の公開決定部分に記録されている情報は、①事業所の名称及び所在地、②申請者の名称 及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名、③申請者の定款、 寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等、④事業所の平面図、⑤事業所の管理者氏名、生 年月日、住所及び経歴、⑥運営規程、⑦当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請 求に関する事項、⑧役員の氏名、生年月日及び住所、⑨介護支援専門員の氏名及びその登録番号 などである。

その内容を審査会において見分したところ、法人代表者又は研修実施法人代表者の印影などは 非公開とされており、他方、公開することと決定した情報のなかに、生産技術又は営業上のノウ ハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることによって競争上の地位を害すると認めら れる情報や、公開することにより、異議申立人に対する名誉侵害や社会的評価の不当な低下とな る情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報等は含まれていないと認められる。したが って、これらを公開しても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害することがないの は明らかであり、(1) イの要件に該当しない。

ウ 指定居宅介護支援事業者の指定の更新及び添付書類

本文書の公開決定部分に記録されている主たる情報は、①現に受けている指定の有効期間満了日、誓約書の記載などである。

その内容を審査会において見分したところ、法人代表者の印影などは非公開とされており、他方、公開することと決定した情報のなかに、生産技術又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることによって競争上の地位を害すると認められる情報や、公開することにより、異議申立人に対する名誉侵害や社会的評価の不当な低下となる情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報等は含まれていないと認められる。したがって、これらを公開しても、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害することがないのは明らかであり、(1) イの要件に該当しない。

以上のとおりであるから、本件公開決定部分に記録されている情報は、いずれも、条例第8条第 1項第1号に該当しない。

(3)条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨宣言している。また、第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたのが条例 第9条第1号である。

本号は、

- ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、
- イ 特定の個人が識別され得るもののうち、
- ウ 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる 情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。
- (4) 本件公開決定部分の条例第9条第1号該当性について

本件公開決定部分に記録されている情報のうち、指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類、指定居宅介護支援事業者の変更届出書及び添付書類、並びに、指定居宅介護支援事業者の指定の更新及び添付書類に記録されている法人代表者、役員、事業所の管理者又は介護支援専門員の氏名、住所又は経歴等については、(3)ア及びイの要件に該当すると認められるが、その余の情報については、専ら法人である異議申立人に関する情報であり、(3)アの要件に該当しないことは明らかである。

そこで、法人代表者、役員及び事業所の管理者の氏名及び職名についてみるに、これらは、登記簿、大阪府介護サービス情報公表システム又は厚生労働省WAMネットで公表されている情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められず、(3)ウの要件には該当しない。

また、介護支援専門員の氏名についてみるに、上記の登記簿等の記載事項ではなく、一般に誰もが閲覧できる情報とはなっていないが、介護支援専門員は、その職務において、介護サービス利用者に氏名を表示しつつ業務を行う役職であり、2で述べたとおり、介護保険適当事業所が介護保険制度における重要な公的性格を有していることを考慮すると、このような役職に就任していることについて一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められず、(3) ウの要件に該当しない。

以上のとおりであるから、本件公開決定部分に記録されている情報は、いずれも、条例第9条第1号に該当しない。

(5) 異議申立人の主張について

異議申立人は、現在、異議申立人と示談交渉中である特定の個人A及び団体Bが当該請求にて得た情報を利用し、異議申立人の正当な利益を害するおそれがある旨を主張しているが、条例に基づく公開請求に対して、対象となった行政文書を公開するかどうかは、条例第8条及び第9条に規定する非公開事由に該当するか否かによって判断するものである。これらの規定に基づいて、本件公開決定部分を公開することにより異議申立人の正当な利益を害するかどうかを検討した結果は、上述のとおりであり、この点についても異議申立人の主張は採用することができないものである。

5 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立てには理由がなく、「第一審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

松田聰子、山口孝司、鈴木秀美、細見三英子

別表 1 【平成12年11月13日付け指定居宅介護支援事業者指定申請書「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	指定居宅介護支援事業者申請書	・法人代表者の印影
_	11/C1 C/10/2/07/N1 F 11/11	・法人代表者の郵便番号、住所
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の郵便番号、住所
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	介護支援専門員番号
4	介護支援専門員実務研修修了証明書	・修了番号
1		・生年月日
		・研修実施法人の印影
		・法人代表者の印影
5	定款	・法人代表者の印影
6	法人登記現在事項全部証明書	_
7	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	・氏名を公にした者の勤務時間を特定し得る部分
		(日別、4週の合計、週平均の勤務時間)
		・介護支援専門員の勤務形態、常勤換算後の人数
8	組織体制図	_
9	管理者経歴書	・生年月日、郵便番号、住所、電話番号
		・主な職歴等のうち、過去の職歴に係る期間、勤
		務先及び職務内容に関する部分
		・資格の種類、取得年月
10	平面図	パブリックスペースを除く部分、面積、
		会議についての説明文章
11	写真	外観及びパブリックスペースを除く部分
12	運営規程	_
13	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置	担当者氏名
	の概要	
14	決算報告書	法人代表者の印影、金額
15	事業所の備品リスト	備品種類、個数
16	事業計画書	通常の事業の実施地域内外の利用者比率
	収支見通し	収入欄の利用料以外の金額
18	訪問介護事業及び福祉用具貸与事業の収支見込	金額
	みと実績の対比	All
19	賠償責任保険証券等の写し	全部
20	関係市町村並びに他の保険医療・福祉サービス	_
	の提供主体との連携内容	

【平成19年7月26日付け変更届出書(変更年月日平成19年2月21日分)「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影・介護支援専門員登録番号・変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、

		FAX番号、介護支援専門員登録番号
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	・介護支援専門員登録番号
		・異動理由
		・主任介護支援専門員の資格の有無
4	遅延理由書	・介護支援専門員変更の理由
		・法人代表者の印影
5	平成18年4月1日現在事業所に勤務する	・法人代表者の印影
	介護支援専門員一覧	·介護支援専門員登録番号

【平成19年7月26日付け変更届出書(変更年月日平成19年4月1日分)「居宅介護支援」】

	7从10十八亿百八八及文油山自(文文十八百十八八	
	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影
		・管理者の住所
		・変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、
		FAX番号、介護支援専門員登録番号
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	介護支援専門員登録番号
		・異動理由
		・主任介護支援専門員の資格の有無
4	管理者経歴書	・生年月日、郵便番号、住所、電話番号
		・主な職歴等のうち、当該事業所分以外の過去の
		職歴に係る期間、勤務先及び職務内容に関する部
		分
		・資格の種類、取得年月日のうち、介護支援専門
		員以外
5	介護支援専門員登録証明書	・ 登録番号、生年月日
		・法人代表者の印影
6	誓約書	法人代表者の印影
7	組織体制図	_

【平成19年9月3日付け変更届出書(変更年月日平成19年8月1日分)「居宅介護支援」】

	/ニルナキのな <i>も</i>	ハ胆・シュントル油ウェキカハ
	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影
		・介護支援専門員の住所
		・変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、
		FAX番号、介護支援専門員登録番号
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	・介護支援専門員登録番号
		・異動理由
		・主任介護支援専門員の資格の有無
4	介護支援専門員証	・登録番号、生年月日、住所、写真
		・法人代表者の印影

【平成19年9月3日付け変更届出書(変更年月日平成19年8月10日分)「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影
		・介護支援専門員の住所
		• 変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、
		FAX番号、介護支援専門員登録番号
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	・介護支援専門員登録番号
		・異動理由
		・主任介護支援専門員の資格の有無

【平成19年9月3日付け変更届出書(変更年月日平成19年8月21日分)「居宅介護支援」】

	一成19年9月3日刊70多史庙山青(多史平月日平成19	140月21日77/ 「店七月喪又饭」】
	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影
		・管理者兼介護支援専門員の住所
		• 変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、
		FAX番号、介護支援専門員登録番号
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	介護支援専門員登録番号
		・異動理由
		・主任介護支援専門員の資格の有無
4	介護支援専門員証	・登録番号、生年月日、住所、写真
		・法人代表者の印影
5	ホームヘルパー養成研修修了証書	・修了番号、生年月日
		・法人代表者の印影
		・研修実施法人の印影
6	管理者経歴書	・生年月日、郵便番号、住所、電話番号
		・主な職歴等のうち、当該事業所分以外の過去の
		職歴に係る期間、勤務先及び職務内容に関する部
		分
		・資格の種類、取得年月日のうち、介護支援専門
		員以外
7	誓約書	法人代表者の印影
8	組織体制図	
9	変更届担当者あてメモ	・変更理由
		・申請担当者氏名、印影

【平成20年6月5日付け変更届出書「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影・介護支援専門員の住所・変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、 FAX番号、介護支援専門員登録番号

3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	· 介護支援専門員登録番号
		・異動理由
		主任介護支援専門員の資格の有無
4	介護支援専門員証	・登録番号、生年月日、住所、写真
		・法人代表者の印影

【平成20年6月5日付け指定居宅介護支援事業者更新申請書「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	指定居宅介護支援事業者更新申請書	・法人代表者の印影
		・法人代表者の生年月日、郵便番号、住所、電話
		番号、FAX番号
		• 申請担当者氏名、連絡先
2	質問兼告知書	法人代表者の印影
3	誓約書	法人代表者の印影
4	役員名簿	生年月日、郵便番号、住所、電話番号、
		FAX番号
5	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	_

【平成21年1月6日付け変更届出書「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分
1	変更届出書	・法人代表者の印影
		介護支援専門員登録番号
		• 変更理由
2	指定居宅介護支援事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日、郵便番号、住所、電話番号、
		FAX番号、介護支援専門員登録番号
3	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	介護支援専門員登録番号
		• 異動理由
		・主任介護支援専門員の資格の有無
4	介護支援専門員証	・登録番号、生年月日、住所、写真
		・法人代表者の印影
5	変更届の遅延理由書	法人代表者の印影

【平成21年3月25日付け変更届出書「居宅介護支援」】

	行政文書の名称	公開しないことと決定した部分	
1	変更届出書	法人代表者の印影	
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	_	
3	誓約書	法人代表者の印影	
4	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関	_	
	する基準(抜粋)		

別表 2 【指定居宅介護支援事業者の指定申請書及び添付書類】

	行政文書の	記載項目	本件決定において公開すること
	名称		と決定された部分
1	指定居宅介護	○申請者の名称、主たる事務所の所在地・連絡先、	下記の情報が記録された部分を
	支援事業者申	法人代表者の職・氏名・住所・印影、事業所等の	除く部分
	請書	名称・所在地・連絡先及び事業開始予定年月日・	・法人代表者の印影及び代表者のないに
9	松	種類、介護保険事業者番号	の住所等
2	指定居宅介護 支援事業者の	事業所の名称・所在地・連絡先、当該事業実施に	下記の情報が記録された部分を
	2 142 (7) 1 7 1	関する定款条文、管理者の氏名・住所・当該事業	除く部分
	指定に係る記 載事項	所にて兼務する他の職種、事業開始時の利用者の	・管理者の住所・郵便番号
	耿 尹·炽	予定数・従業者数並びに主な掲示事項	
3	当該事業所に	介護支援専門員の氏名・介護支援専門員番号・終	下記の情報が記録された部分を
	勤務する介護	了証明書交付元団体名	除く部分
	支援専門員一		・介護支援専門員番号(登録番
	覧		号)
4	介護支援専門	介護支援専門員の登録番号・氏名・生年月日及び	下記の情報が記録された部分を
	員の実務研修	証明団体名称・印影	除く部分
	修了証明書		・介護支援専門員の生年月日・
			終了番号・証明者の印影及び法
			人代表者の印影
5	定款	各規定及び法人代表者印影	下記の情報が記録された部分を
			除く部分
			・法人代表者の印影
6	法人登記現在事項全部証明	法人の名称、所在地、目的等及び役員氏名	全部
	書		
7	従業者の勤務	○管理者、介護支援専門員の職種ごとに氏名、勤	下記の情報が記録された部分を
	の体制及び勤	務形態、毎日の勤務時間数、4週の勤務時間合計数	除く部分
	務形態一覧表	及び週平均の勤務時間等	・各職員の勤務時間を特定し得
			る部分(日別、4週の合計、週平
			均の勤務時間)
			・介護支援専門員の勤務形態、
			常勤換算後の人数
8	組織体制図	法人代表者、居宅介護支援事業所管理者及び介護	全部
		支援専門員、同一所在地にて実施される他の指定	
		居宅サービス(訪問介護・福祉用具貸与)管理者	
	tata and take to be a	及びサービス提供責任者の氏名	
9	管理者経歴書	事業所又は施設の名称、管理者の氏名、生年月日、	下記の情報が記録された部分を
		住所、電話番号、主な職歴・勤務先名称・職務内	除く部分
		容、職務に関連する資格の種類・取得年月日	・生年月日、住所、過去の主な
			職歴等、職務に関連する資格の
			種類・取得年月日

10		車業正内の東西図	下旬の桂却が到色とかとがハナ
10	平面図	事業所内の平面図	下記の情報が記録された部分を 除く部分
			・パブリックスペースを除く部
			分、面積、
			・会議についての説明文章
11	写真	事業所内の写真	外観及びパブリックスペース部
			分
12	運営規程	事業の目的及び運営の方針、職員の職種・員数及	全部
		び職務内容、営業日及び営業時間、指定居宅介護	
		支援の提供方法、内容・利用料その他の費用の額	
		など事業運営についての重要事項の事業所ごとの	
40	7UIII # 2 2 0	規程	구축 중 본센 가축 사 등 기 가 본 기 가
13	利用者からの	事業所又は施設の名称、申請するサービス内容、	下記の情報が記録された部分を
	苦情を処理するない。	苦情等に対応する常設の窓口の連絡先電話・FAX	除く部分
	るために講ず る措置の概要	番号及び担当者の氏名、受付後の苦情処理体制・ 手順及び対応方針に関する一般的な規定	・担当者の氏名
14	決算報告書	法人の貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般	下記の情報が記録された部分を
14	八开拟口百	管理費、利益処分計算書及び法人の代表者印影	除く部分
		日之兵、中地上之为田开自人(JIA)(12)(12)(14)(14)(14)	• 各金額
			・法人代表者の印影
15	事業所の備品	事業所が提供するサービスの種類、保有する備品	下記の情報が記録された部分を
	リスト	の種別・個数	除く部分
			・保有する備品の種別・個数
16	事業計画書	サービスの種類、事業所名、事業の内容、事業実	下記の情報が記録された部分を
		施の予定時期、従業者等の予定人員並びに利用者	除く部分
		の推定数及び通常の事業の実施地域内外の利用者	・利用者比率
		比率	
17	収支見通し	収入・支出別に各項目の予算額及び内訳金額	下記の情報が記録された部分を
			除く部分
			・人件費や他の事業に関する収益等実績部分
18	訪問介護事業	 実績による対比及び実績予想による対比を行った	下記の情報が記録された部分を
10	及び福祉用具	収入・支出別の各項目、予算額及び内訳金額	除く部分
	貸与事業の収	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· 各金額
	支見込みと実 績の対比		
19	<u>関の対比</u> 賠償責任保険	保険会社名、保険の種類、保証金額、保険料、特	_
	証券等の写し	約条項	
00	関係市町村並		<u></u>
20	びに他の保険	当該事業所における関係市町村との連携内容及び他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携	全部
	医療・福祉サ	他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携 内容	
	ービスの提供		
	主体との連携 内容		
	ri分		

【指定居宅介護支援事業者の変更届出書及び添付書類】

		事業者の変更油出書及い協門書類』	LEINING S. COMM. S. C.
	行政文書の 名称	記載項目	本件決定において公開すること と決定された部分
1	変更届出書	届出者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の職・氏名、指定内容を変更した事業所又は施設の介護保険事業者番号・名称・所在地・サービスの	下記の情報が記録された部分を 除く部分 ・介護支援専門員登録番号、管
		種類、変更事項・内容・変更年月日・変更理由並びに法人代表者印影	理者及び介護支援専門員の住所 ・変更理由 ・法人代表者の印影
2	指定居宅介 護支援事業 者の指定に 係る記載事 項	事業所の名称・所在地・連絡先、当該事業の実施を規定する定款の条文、管理者の氏名・住所・電話番号・FAX番号・生年月日・当該事業所にて兼務する他の職種、事業開始時の利用者の予定数・従業者数並びに主な掲示事項	下記の情報が記録された部分を除く部分・管理者の住所・・生年月日・電話番号・FAX番号・介護支援専門員登録番号
3	介護支援専門員一覧	介護支援専門員の氏名・介護支援専門員登録番号 ・異動日・異動理由・主任介護支援専門員の資格 の有無	下記の情報が記録された部分を除く部分 ・介護支援専門員の異動理由・登録番号及び主任介護支援専門員の資格の有無
4	新たに配属 となった介 護支援専門 員の登録証 明書又は専 門員証	介護支援専門員の登録番号・氏名・生年月日・住所・本人の写真及び資格証明団体の名称・代表者印影並びに法人代表者印影	
5	遅延理由書	事業所名、変更内容・変更理由、遅延理由、法人の名称・主たる事務所の所在地、法人代表者の職・氏名、法人代表者の印影及び誓約内容	下記の情報が記録された部分を 除く部分 ・変更理由のうち、各職員の退 職等の理由 ・法人代表者の印影
6	管理者経歴書	事業所又は施設の名称、管理者の氏名、生年月日、 住所、電話番号、主な職歴・勤務先名称・職務内 容、職務に関連する資格の種類・取得年月日	下記の情報が記録された部分を 除く部分 ・生年月日、住所、過去の主な 職歴等、職務に関連する資格の 種類・取得年月日
7	誓約書	変更内容が法79条第4項から第11項に該当 しない旨の誓約文及び法人の名称・主たる事務所 の所在地、法人代表者の職・氏名及び印影	下記の情報が記録された部分を 除く部分 ・法人代表者の印影
8	組織体制図	居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員 (ケアマネージャー)の氏名や同一所在地にて実施 される他の指定居宅サービスの名称	全部
9	変更届担当者あてメモ	変更年月日、変更内容・変更理由、事業所名、事業所の担当者氏名及び個人印影	下記の情報が記録された部分を 除く部分

			・変更理由のうち、各職員の退 職等の理由 ・担当者の氏名及び印影
10	ホームヘルパ 一養成研修修 了証書	修了番号・氏名・生年月日、研修実施法人の名称 及び印影並びに法人の代表者の印影	下記の情報が記録された部分を 除く部分 ・修了番号及び生年月日 ・研修実施法人及び法人代表者 の印影
11	介護給付費算 定に係る体制 等状況一覧表	異動等の区分、介護保険事業所番号、事業所名称、 加算等の項目及び異動年月日	全部
12	指定居宅介護 支援に要する 費用の額の算 定に関する基 準(抜粋)	実施機関より配布した介護報酬算定基準の改定単位及び各基準内容	全部

【指定居宅介護支援事業者の指定更新及び添付書類】

L	【相比估七月 读入16 事来有少相比史树及①邻的音频】			
	行政文書の	記載項目	本件決定において公開すること	
	名称	記 製/貝口	と決定された部分	
1	指定居宅介護支	申請者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及	下記の情報が記録された部分を	
	援事業者更新申	び法人種別並びに法人代表者の変更の有無、法人	除く部分	
	請書	代表者の職・氏名・生年月日・住所・自宅電話・	・法人代表者の生年月日・住所	
		FAX番号、代表者印影、事業所等の名称・所在地	・自宅電話・FAX番号	
		・連絡先の変更の有無・介護保険事業者番号・指	・ 法人代表者の印影	
		定の有効期間満了日、申請担当者氏名・公表して	・申請担当者氏名及び公表して	
		いない法人の電話・FAX番号	いない法人の電話・FAX番号	
2	質問兼告知書	申請者の名称、主たる事務所の所在地、法人代表	下記の情報が記録された部分を	
		者の職・氏名・その印影並びに事業に関する留意	除く部分	
		事項	・ 法人代表者の印影	
3	誓約書	指定更新内容が法79条第2項第4号から第8号	下記の情報が記録された部分を	
		に該当しない旨の誓約文及び法人の名称・主たる事	除く部分	
		務所の所在地、法人代表者の職・氏名及びその印影	・ 法人代表者の印影	
4	役員名簿	役員の氏名・生年月日・役職名・住所・自宅電話	下記の情報が記録された部分を	
		・FAX番号	除く部分	
			・役員の生年月日・住所・自宅	
			電話・FAX番号	
5	介護給付費算定	事業所名、サービス種別、体制内容、更新年月日	全て	
	に係る体制等状			
	況一覧表			